

仕 様 書

1 件 名

農借第4号 地域おこし協力隊 公用車2台賃貸借

2 賃貸借期間

令和8年12月1日～令和11年11月30日(36か月) 走行距離:年10,000km程度
(地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約)

3 仕様等

軽貨物自動車 2台 排気量 660cc 2人乗り ドア数2枚(軽トラック)
荷台長1940mm程度、エアコン、パワーウィンドウ(運転席・助手席)、
パワーステアリング、4WD、AT車(オートマチック)

4 納車場所

阿賀野市山崎地内

5 リース料に含まれる費用

- ・上記車両(新車)
- ・付属品
オーディオ(AM/FMラジオ)、国産スタッドレスタイヤ(ホイール付き)4本、
フロアマット、サンバイザー(運転席・助手席)、ドアバイザー(運転席・助手席)、
ゲートプロテクター、荷台用マット、ドライブレコーダー(国産メーカー・フルHD・
200万画素以上、前後撮影タイプ)
- ・登録費用
- ・自動車取得税
- ・リース期間中の次の費用
 - ①自動車税
 - ②自動車重量税
 - ③自賠責保険料
 - ④車検整備料(車検時諸経費含む)
 - ⑤定期点検費用(6か月毎)
 - ⑥法定点検費用
 - ⑦一般整備・故障整備
 - ⑧オイル交換(メーカー基準距離毎)
 - ⑨バッテリー交換(必要個数)
 - ⑩普通タイヤ脱着
 - ⑪スノータイヤ脱着
 - ⑫リサイクル料
 - ⑬代車提供(継続検査(車検)・故障修理を受けるときに48時間以上車両が使用
できない場合。同一車種以外でも可。)
- ・車体の色は白かシルバーとする。

6 特記事項

入札書には、2台分を合わせた月額リース料(消費税を除く。)を記載すること。

7 本契約における特約事項

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17及び阿賀野市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に規定する長期継続契約であるため、この契約の締結の属する年度(履行開始年度)の翌年以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額又は削除があった場合、市は、この契約を変更し、又は解除することができる。

この場合において、受注者に損害が発生したときは、市は、受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、市と受注者が協議して定めるものとする。